

城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務委託仕様書

1 委託業務名

城端線・氷見線再構築事業に係る気運醸成業務

2 趣旨・目的

県、沿線4市（高岡市、氷見市、砺波市、南砺市）、JR西日本（株）、あいの風とやま鉄道（株）から構成される、城端線・氷見線再構築会議では、令和6年2月に国の認定を受けた「城端線・氷見線鉄道事業再構築実施計画」に基づき、城端線・氷見線の再構築事業を行っており、利便性・快適性の向上として新型車両の導入や運行本数の増加、交通系ICカードへの対応（令和8年3月に対応済）、高岡駅での城端線・氷見線の直通化の検討を進めているところである。その上で事業主体をJR西日本（株）からあいの風とやま鉄道（株）に変更することとしている。

本業務は、特に城端線・氷見線の沿線住民を中心に、城端線・氷見線において再構築事業の内容やその取り組む意図を周知するとともに、両線の価値や沿線地域の魅力を伝えることで、城端線・氷見線の再構築事業についての認知向上や理解促進を図るとともに、沿線住民等が沿線地域の魅力向上に向け主体的に参画し、城端線・氷見線の今後の利用促進につなげることを目的とする。

3 委託業務の期間

委託契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

4 委託業務の内容

本業務の趣旨・目的及びターゲットに対して効果的な内容となるように、受注者は以下の業務を企画設計・実施する。

（1）本事業で目指す効果

ターゲットが城端線・氷見線再構築事業について理解し、特にメインターゲットが自分ごととしてとらえ、参画意識の向上や利用促進により再構築事業を盛り上げる気運が高まっている状況

（2）内容

①体験型イベントの企画・運営・広報

城端線・氷見線を利用しながら大人から子どもまで楽しんで再構築事業について理解を深めることができるイベント

（例）

- ・謎解きイベント：駅や沿線施設を活用した周遊型企画
- ・スタンプラリー：複数地点を巡る企画

- ・その他提案：鉄道や地域資源を活用した企画（自由提案）

<条件>

- ・城端線、氷見線でそれぞれ1駅以上の駅を活用すること。
- ・1日だけのイベントではなく、一定期間、利用者がイベントに参加しやすいタイミング（令和9年1月11日（月）まで）で実施できること。
- ・子どもは小学生以上とする。（未就学児の参加を除外するものではない。）
- ・再構築事業の目的や内容を知り、城端線・氷見線について学ぶことができるものであること。
- ・内容や実施場所については、高岡駅（改札前の南北自由通路等も含む。）は必ず活用するほか、沿線4市のバランスに配慮したものであること。
- ・あいの風とやま鉄道株式会社が作成する「JR 城端線・氷見線沿線おでかけパンフレット」（参考1、現在は春・初夏編であるが、令和8年9月頃に秋・冬編を配布予定）で紹介されるスポット等も活用したものであること。（例示したイベントとは別に新たにイベントを企画することも可とする。）
- ・イベントの広報については、広く参加者を募るよう工夫すること。なお、広報に係る経費は、本業務委託料に含む。

②ブース出展の展示物制作・設置

イベントブース出展の際に再構築事業について説明されている展示物の制作、運搬、会場での設置、運営

現時点では、富山マラソン前日会場、北陸信越地域内で開催される鉄道の日イベントでのブース出展（それぞれ1日）を想定しており、ブースには、再構築会議構成員の職員も1名参加する。なお、ブース出展の出展料は本業務委託料には含まない。

（例）

- ・事業説明パネル（図解・イラスト）
- ・体験型展示（模型、体験コンテンツ等）
- ・動画などのデジタルコンテンツ（任意提案）
- ・顔出しパネル（複数パターン）

※ただし、車両デザインに関する展示物の場合、車両デザインを行っている会社の監修を受ける必要がある。

※参考：令和7年度に城端線・氷見線の沿線4市で新型車両デザインについて展示 https://www.pref.toyama.jp/documents/54061/05_shiryo3.pdf

（3）ターゲット

メイン：城端線・氷見線の沿線住民（子どもを含む。）

サブ：県民、観光客

(4) アンケートの実施

体験型イベント参加者に対しアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、本業務で目指す気運醸成の効果について調査すること。

(5) 留意事項

- ①その他効果的な手法がある場合は、提案に含めること。
- ②城端線・氷見線を利用したイベントを開催する場合、乗車券等はイベント参加者の負担とする。(フリー切符等の配布は想定していない。)
- ③国の交付金を財源に含むため、ノベルティとみなされる物品の制作については、この提案とは別に発注者と協議とする。

5 成果品の納入

受注者は、委託業務完了時に直ちに下記に掲げるものを発注者へ提出すること。

- (1) 実績報告書（アンケートの結果を含む）
- (2) その他発注者が必要と認めた資料等
- (3) 本事業で撮影した写真・動画等のデータ
- (4) 4の(2)②で制作したパネル等のデータ

6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受注内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、受注者と発注者が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。